

個人番号及び法人番号の収集等について

－医療機関・薬局・訪問看護ステーションの皆様へ－

支払基金では、社会保障・税番号制度の実施に伴い、税務署に提出する診療報酬等に係る支払調書に「個人番号又は法人番号」を記載し提出することとなりました。

このため、保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーションに係る個人番号及び法人番号の収集が必要となりますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

□ 利用目的

支払基金では、診療報酬等に係る支払調書に個人番号及び法人番号を記載して税務署に提出する事務に限定して、個人番号及び法人番号を利用することとしています。

□ 特定個人情報に対する安全管理

支払基金は、個人番号を取り扱う事業者として、法律で規定された各種の安全管理措置を講じ、特定個人情報の適正な取扱いを確保してまいります。

□ ご協力をお願い

個人番号及び法人番号の収集のご案内が届いた開設者様で、まだ返送されていない方は、株式会社シーイーシーにおいて、案内に記載の提出期限にかかわらず引き続き受け付けることとしているので、提供のご協力をお願いいたします。

なお、平成29年1月以降、新たに指定を受けた保険医療機関等の皆様への個人番号及び法人番号に係る収集については、収集方法及びスケジュール等が決まり次第お知らせいたします。

問合せ先

社会保険診療報酬支払基金新潟支部

庶務課

T E L 025-285-3102 (ダイヤルイン)

内線 (121)

F A X 025-285-3107

～ご注意ください～

支払基金が、電話、Eメール又はFAXにて直接、個人番号を尋ねることはございません。